

さいたま市シニアユニバーシティ  
校友会連合会ホームページ運営委員会規則

(名称等)

第1条 本会は、さいたま市シニアユニバーシティ校友会連合会ホームページ運営委員会（以下「HP委員会」という。）と称する。

2. HP委員会の諸活動は、さいたま市シニアユニバーシティ校友会連合会（以下「連合会」という。）広報部内組織として各校協議会が連帯し、連合会各部等との密接な連携の下に行うこととする。

(目的)

第2条 情報の提供・収集が急速かつ広範囲に展開される社会経済の中で、会員が研修機会や健康増進、生きがい等にかかる情報収集と相互の情報交換を通じ、より充実した生活を得られるよう「連合会ホームページ」を開設する。併せて会員以外の方に連合会の諸活動を理解して貰うことも重要である。

(運営体制)

第3条 HP委員会は、連合会ホームページ及び各校協議会ホームページの適正な編集、作成、情報収集・提供等に関する事項を協議する。

- (1) HP委員会の委員は、各校協議会のHPに関する責任者及び担当で構成する。各校協議会は、年度毎に責任者及び担当者を選任し、氏名、役職、Eメールアドレス等連絡先を事前に当番校に届け出るものとする。年度途中に変更したときも同様とする。  
委員会メンバー表は当番校が作成し、委員全員にEメール配信する。
  - (2) HP委員会の委員長は、連合会広報部長をもってこれに充てる。
  - (3) HP委員会の運営、議事録作成、及びホームページ作成（パスワード管理を含む）は、年度ごとに各協議会が当番制で担当する。連合会広報部長が所属する協議会はその年度の当番校として対応する。
2. この規則の制定及び改廃は、出席者の2/3以上の同意をもって決する。

(運営方針)

第4条 連合会ホームページ作成にあたっては、第2条「目的」の趣旨を踏まえ、以下に留意して取り組むこととする。

- (1) 連合会ホームページ作成にあたっては、公平・妥当性等に配慮するとともに、作成担当者にとって「作りやすい」、利用者にとって「見やすい」「わかりやすい」という視点を常に意識していく。個人情報保護、肖像権等への配慮も重要である。
- (2) 適切・タイムリーな情報提供に努める。特に、「新規掲載」「削除すべき時期」「削除を要す

る事項」について放置することがないように注意する必要がある。

- (3) ホームページ作成担当者への情報提供は、出来るだけ電子媒体又は電子メールを利用する等、関係者の過大な負担にならないよう配慮する。
- (4) 連合会、各校協議会等関係者は、関連行事の早期決定・早期情報提供を行う。
- (5) ホームページ作成に関し、URL等に関する管理費用に留意していく。

(ホームページの構成)

第5条 連合会ホームページの構成は概ね「ホーム」「連合会組織・人員など」「行事・事業」「交流の場」「お問合せ」の5分野とする。概要等は以下のとおり。

- (1) 「ホーム」には、各校協議会や関係団体等へのリンク、連合会会長挨拶、市長挨拶、定期総会、主要行事案内等の予定と結果報告、お知らせ、連合会各部案内、HP委員会、トピックス等。
  - (2) 「連合会組織・人員など」には、連合会組織、事業等説明、規模等。
  - (3) 「行事・事業」には、年間行事予定（連合会、各協議会）、主要行事の報告（文化祭作品展・芸能祭、さいたまーチなど）。
  - (4) 「交流の場」には、会員間情報・意見等交流の場。
  - (5) 「お問合せ」欄の設定。
2. 過年度の主要事業・事項については、概ね5年間「過年度の記録」として別途ホームページ上で保存する。
3. 本条第1項の構成分野等についてホームページ作成当番校は、多少の変更を行う等独自性を加味したホームページを作ることが出来る。

(連合会等のURL)

第6条 連合会及び各協議会のURLは次のとおりとする。

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 連合会      | <a href="http://ssu-kouyukai.jimdo.com/">http://ssu-kouyukai.jimdo.com/</a>                     |
| (2) 東浦和校協議会  | <a href="http://higashiurawa-conf.jimdo.com/">http://higashiurawa-conf.jimdo.com/</a>           |
| (3) 北浦和校協議会  | <a href="http://kitaurawa.jimdo.com/">http://kitaurawa.jimdo.com/</a>                           |
| (4) 大宮校協議会   | <a href="http://su-omiya-kyougikai-jimdo.com/">http://su-omiya-kyougikai-jimdo.com/</a>         |
| (5) 大宮中央校協議会 | <a href="http://sinia-nakaomiya.jimdo.com/">http://sinia-nakaomiya.jimdo.com/</a>               |
| (6) 北大宮校協議会  | <a href="http://saitamasu-kitaomiyakgk.jimdo.com/">http://saitamasu-kitaomiyakgk.jimdo.com/</a> |
| (7) 岩槻校協議会   | <a href="http://iwatukikou.itigo.jp/">http://iwatukikou.itigo.jp/</a>                           |

URLを変更したときは当番校に新URLを連絡する。当番校は早急に変更処理を行い、関係先にその旨を連絡する。

(HP委員会開催)

第7条 HP委員会は、4月から翌年3月を年度期間とし、6月、12月、3月に開催する。開催日は前年度最終の委員会で決定する。

2. HP委員会運営当番校は、開催日時、開催場所及び議題を記した開催案内を開催日の20日前までに全委員あてEメール配信する。
3. HP委員会取り纏めは、当番校がこれにあたる。

(年度引き継ぎ)

第8条 前条にかかる関係書類、パスワード等当番校新旧の引き継ぎは4月中旬までに処理する。

(各校協議会のHP)

第9条 各協議会のホームページについては、第4条(運営方針)の趣旨を踏まえた独自のホームページ作成を尊重していく。

2. 各校協議会は、ホームページ委員との意見交換等を通じて効果的かつより良いホームページ作成に努める。

## 付 則

- 1、この規則は、平成28年4月1日から施行する。